

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：総務管理費 目：総務管理諸費

事業名 包括外部監査費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

総務部 行政管理課 管理・業務改善係 電話番号：058-272-1111 (内 2122)

E-mail：c11127@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 10,450千円 (前年度予算額：11,000千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	11,000	0	0	0	0	0	0	0	11,000
要求額	10,450	0	0	0	0	0	0	0	10,450
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 平成9年度の地方自治法 (以下「法」という。) 改正により、平成11年から外部専門家による財務等に対する監査 (包括外部監査) が義務付けられたことから、毎年度、監査を実施しています。
- 包括外部監査制度は外部専門家の客観的な視点からの監査が行われることで、監査機能の専門性・独立性の強化及び県民の県政に対する信頼感の向上を図ることを目的としたものです。
- 令和2年度に県が包括外部監査契約を締結した者 (包括外部監査人) は堀雅博氏 (弁護士)。今年度は「岐阜県の住宅に関する事業」というテーマで監査を実施しています。
- 行財政改革の推進が県政の最重要課題であることから、包括外部監査人からの指摘・意見は非常に有意義なものとなっています。

(2) 事業内容

- 県の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者により、県の財務に関する事務の執行等について監査を実施しています。
- 経済性 (無駄な経費をかけていないか) ・効率性 (より効果が生じる方法は

ないか)・有効性(目的にかなっているか)等の観点から監査を実施します

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・県10/10(法第252条の36の規定により、知事は毎会計年度、包括外部監査を契約しなければならないとされているため。)

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	10,450	包括外部監査契約に伴う費用(報酬、実費)
合計	10,450	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

- ・包括外部監査に係る契約金額(令和元年度予算ベース)を全国の都道府県と比較すると、当県は全国で7番目の低さです。

(2) 後年度の財政負担

- ・法で義務付けられていることから、毎年度発生します。

(3) 事業主体及びその妥当性

- ・知事には、毎会計年度、外部の専門的な知識を有する者と包括外部監査契約を締結する義務があります。
- ・契約締結時には、監査委員への意見聴取や議会の議決が求められます。
- ・契約の相手方は、弁護士、公認会計士、税理士など、法第252条の28に定める者で、弁護士会など所属団体の推薦を受けた者の中から県が選任しています。
- ・現在の包括外部監査人は、平成30年度に所属団体からの推薦を受けて選任し、令和元年度からの3年間、前年度の成果を踏まえて包括外部監査契約を締結する予定。同一人は4回連続して包括外部監査契約を締結できないこととなっているため、令和4年度は新たに包括外部監査人を選任する予定です。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
外部の専門的な知識を有する者が監査を行うことにより、監査機能の独立性と専門性の強化及び住民の県政への信頼感の向上を図ります。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

包括外部監査人が選定するテーマにより指摘・指導の件数が変動すること、また結果の内容により措置を講ずるまでに要する時間が様々であることから、目標値を定めることは困難です。

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
○令和元年度は「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」をテーマに、平成31年4月から令和2年3月にかけて、各県立学校および教育委員会事務局等を対象に監査を実施しました。

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
○令和元年度の包括外部監査の結果（令和2年3月17日報告書受領）
重大な法令違反等は確認されませんでした。が、図書や資料の寄贈について、寄附採納手続きを取っていない学校が散見されるといった指摘など1,038項目の指摘と142項目の意見がありました。
○令和2年度の予定
監査を踏まえて、令和3年3月に報告書が提出される予定です。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	包括外部監査の実施について、毎会計年度に外部の専門知識を有する者と契約を締結することが法により義務付けられています。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	事業を始めた平成11年度から令和元年度までの指摘及び意見の総数は2,952件で、そのうち2,457件（措置率83.2%）について、関係部局で措置が講じられています。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	包括外部監査人等との打ち合わせにメールを活用したり、複数機関を対象に同日監査を実施したりするなどにより、効率化と経費の削減を図っています。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 外部監査制度導入から20年以上が経過し、監査テーマが概ね一巡したことから、より効果が期待できる監査テーマの選定が課題と考えています。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 包括外部監査の実施については法で義務付けられていることから、今後も継続して実施します。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	